**平成２９年（フ）第１０６７号**
東京都東大和市高木３丁目347番地の１遠山マンション203号
債務者　畦浦　夢華
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第８２０６号**
東京都文京区大塚６丁目32－３－101
債務者　稲葉　稔雄
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第８２４３号**
東京都西東京市柳沢２丁目４－８－408
債務者　藤井　愛矢
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第８２６２号**
東京都練馬区東大泉３丁目19―10―205
債務者　高橋　健治
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２３８０号**
横浜市鶴見区市場下町２番８号　リバーサイドイン　103
債務者　武澤　雄二
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２４１５号**
横浜市南区新川町２丁目４番地22　コスモパレス吉野町403
債務者　高野　秀行
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２５０５号**
横浜市青葉区市ケ尾町1481番地　内野ハイツ102
債務者　鈴木　圭子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１２１５号**
東京都府中市西府町５丁目13番地の４ハウスピュア201
債務者　石澤　美紀（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第８２６３号**
東京都練馬区北町８丁目15―20―102
債務者　田邊　武士
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２４４５号**
横浜市金沢区西柴１丁目29番４号
債務者　板垣　　要
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２４６６号**
神奈川県大和市深見台１丁目８番23号
債務者　加藤　吉政
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２４７５号**
横浜市港南区日野南５丁目９番14号　グリーンヒルズ清水103
債務者　八木橋圭輔
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第１５２号**
神奈川県三浦郡葉山町上山口1104番地４
破産者　有限会社オーディオマイテイ
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１１０号**
群馬県高崎市高関町55―５―102、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市常盤町134番地６
破産者　藤本　和彦
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第１１１号**
群馬県高崎市高関町55―５―102、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市常盤町134番地６
破産者　藤本　洋子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第７２号**
群馬県高崎市並榎町402番地４
破産者　有限会社小日向工務店
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部